

売 買 契 約 書 (案)

那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、苛性ソーダの売買について、次のとおり契約を締結する。

（ 総 則 ）

第 1 条 乙は甲に対し、物品（苛性ソーダ）を売り渡し、甲はこれを買入れるものとする。また引き渡し方法は、第 3 条（納入方法）による。

（ 契 約 の 要 項 ）

第 2 条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 件 名 令和 8 年度那覇・南風原クリーンセンター物品（苛性ソーダ）購入契約
- (2) 品名規格等 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約単価 1 キログラムあたり単価 ¥ 〇〇〇 円 〇〇 銭（但し、消費税は別途とする）
- (4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 納入場所 那覇・南風原クリーンセンター地内
- (6) 契約保証金 契約単価（消費税を含む）に予定数量を乗じて得た額の合計の 100 分の 10 以上。ただし、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第 4 条第 1 項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除する。

（ 納 入 方 法 ）

第 3 条 乙は、甲の指定する日に指定した数量を指定場所へ納入するものとする。

2 乙は、前項の物品の納入にあたっては、当該物品に納品書を添えて納入し、甲及び甲が指定した者の検収を受けるものとする。

（ 報 告 書 の 提 出 ）

第 4 条 乙は、甲の指定する補充報告書により毎月分の供給量を甲に報告するものとする。

（ 代 金 の 支 払 い ）

第 5 条 乙は、毎月分の代金及び消費税額（以下代金等という）を翌月の 10 日までに甲の指定する請求書により請求するものとする。

2 甲は、前項の請求が正当であると認めたときは、乙の請求により 30 日以内に代金等を支払うものとする。

3 乙が請求する消費税及び地方消費税の額は、契約単価に補充量を乗じて得た合計金額に対して、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び同条の 83 の規定に基づき算出した額（円未満切り捨て）を乗じて得た額とする。なお、消費税率については、当該物品の納品日における税率とする。

(遅延賠償金)

第6条 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に物品を納入することができない場合は、乙は甲に対して遅延賠償金を支払うものとする。

2 前項の遅延賠償金の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、未納部分の価格に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に規定する財務大臣が決定する率の割合を乗じて計算した額とする。

3 甲が約定の支払期日までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、本契約金額に前項の率の割合を乗じて計算した額とする。

(契約の解除)

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務の不履行または不正の行為があったとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したとき。
- (3) 乙がこの契約を履行できないと甲が認めたとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額から履行済の金額を控除した額の10分の1に相当する金額を違約金として、乙は甲に対して支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(協議)

第9条 この契約に定めていない事項について、定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について協議が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自がその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川 650 番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知念 覚

乙